

○防衛省告示第二百十八号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に
伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

令和五年十月二十七日

防衛大臣 木原 稔

漁船の操業を制限し、又は禁止した 区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
東京都新島南方海面誘導飛しよう体 試射水域 （東京都新島村地先） （令和五年防衛省告示第百七十二 号）	令和五年九月二十五日から 同年十一月三日まで	令和五年十一月四日から令和六年 二月五日まで